

河川法施行令の改正について（放置艇対策の強化）
（河川法施行令第16条の4及び第59条関係）

1. これまでの経緯及び河川法施行令改正の必要性等について

①河川区域における放置艇の現状

バブル期にプレジャーボートを利用したレクリエーション活動が盛んになり、各地の河川、海岸、港湾、漁港の公共用水域に放置される船舶が多数発生し、今なお約3万4千隻が全国の河川区域に放置されている。

②放置艇による支障

- ・ 放置された船舶は、河川区域内においては、洪水時等の流下阻害、河川管理施設の損傷、燃料の漏出による水質汚濁等の原因となり、河川管理上著しい支障となっている。
- ・ 東日本大震災の教訓として、津波によって流出し、堤防を乗り越えた船舶による家屋等への2次被害が懸念されている。

③河川法施行令改正の必要性

- ・ 海岸法、港湾法、漁港漁場整備法には既に船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定が設けられており（※）、河川区域では他の公共用水域に比べて法制度面における対応の遅れが生じていたことから、河川関連法令において船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を設ける必要があった。
- ・ 平成25年5月に、国土交通省及び水産庁は、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、平成25年度から10年間で放置艇をゼロ隻とすることを目標に、河川では、放置艇の撤去を一層強化するとともに、河川区域内で収容できない放置艇は港湾区域又は漁港区域で収容することとしたところ。

※（参考）これまでの三水域における主な放置艇対策の取り組みの経緯

- ・ 平成7年及び平成9年の河川法改正で簡易代執行制度等を創設・拡充。
- ・ 平成10年に河川局長通達を発出。これに基づき、河川管理者が重点撤去区域を設定し、計画的な撤去を推進。
- ・ 平成11年の海岸法改正により、海岸保全区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。
- ・ 平成12年の港湾法改正及び漁港漁場整備法改正により、港湾区域及び漁港区域のうち水域管理者が指定した放置等禁止区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。

2. 現行規定の概要

河川法第29条で「河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる」と規定されており、同規定に基づき、現行の河川法施行令第16条の4において河川を損傷すること、土石の投棄、自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること等を禁止している。

3. 改正の概要

- ①現行の河川法施行令第16条の4第1項第2号において流下阻害の防止及び河川の清潔の保持の観点から、「土石」又は「ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物」を「捨て」る行為を禁止していることから、みだりに、すなわち正当な権原又は正当な理由なく、河川区域内に船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを捨て、又は放置することを禁止する旨を同号に規定する。
- ②対象区域は、河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の流下阻害等を及ぼす原因となるおそれがあることから、河川区域全般を対象とする。
- ③規制の対象物は、主に船舶を想定しているが、個別の河川の態様によって船舶以外にも河川管理上の支障となる物件（例えば、浮棧橋等）があり得ることから、河川管理者が指定することとし、指定した場合にはその旨を公示することとする。
- ④罰則の量刑は、河川法施行令第59条による「土石」を捨てた場合の量刑と同様に、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金を課すこととする。

4. 施行期日について（附則関係）

平成26年4月1日から施行することとする。

H19.3~H22.3 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成19年3月16日	幹事会	協議会設置の趣旨
平成20年2月15日	第1回協議会	不法係留船の現状と問題点
平成20年 6月26日	第2回協議会	現地視察、漁船とプレジャーボートの線引き
平成21年 1月16日	第1回勉強会	不法係留船の問題点と対策の流れ
平成21年 2月26日	第2回勉強会	基本方針(案)
21. 3. 13 ブースター船	監督処分	
平成21年 3月19日	第3回協議会	基本方針(案)、大型作業船の是正措置
21. 4. 15 ブースター船	戒告書送付(行政代執行法)	
21. 5. 14 ブースター船	自主撤去開始	
21. 8. 10 ブースター船	自主撤去終了	
平成21年11月26日	幹事会	第4回協議会に向けて
平成21年12月17日	第4回協議会	早急に対応が必要な案件、船舶対策計画の策定
22. 1. 25 下坂手変形護岸	簡易代執行公告	
22. 3. 9~15 下坂手	簡易代執行	船舶32 船台1を撤去・保管
22. 3. 29 下坂手	全船舶、工作物撤去確認	

H22.6～H23.9 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成22年 6月14日	幹事会	第5回協議会に向けて
平成22年 6月28日	第5回協議会	本年度スケジュール、 不法係留船対策計画(素案)
22. 9. 29 松之木	簡易代執行公告	
平成22年11月17日	幹事会	強制的撤去措置(松之木・西川)、 Ver.221117不法係留船対策に係る計画書
22. 11. 30 西川	簡易代執行公告	
22. 12. 1 松之木	行政代執行令書	
22. 12. 7 松之木	簡易代執行	船舶を9隻撤去
22. 12. 8 松之木	行政代執行	船舶を7隻撤去
23. 1. 19 西川 ～20	簡易代執行	船舶を12隻撤去
平成23年2月24日	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 Ver.230224不法係留船対策に係る計画書
平成23年3月16日	第6回協議会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 不法係留船対策に係る計画書
23. 6. 22 策定	木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書	
23. 6. 22 ケレップ水制群	重点的撤去区域公示	
23. 9. 13 ケレップ水制群	簡易代執行公告①	

H23.10～H25.2 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成23年10月19日 幹事会 H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、
H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)

23. 11. 24ケレップ水制群 簡易代執行公告②

23. 12. 7 ケレップ水制群 簡易代執行①

船舶3隻を撤去

24. 2. 1 ケレップ水制群 簡易代執行②

船舶1隻を撤去

平成24年2月23日 **第7回協議会**

H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)
H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)
H26～27年度強制的撤去措置(油島地先)
船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31)
変形護岸整理集約(H23～27年度)

24. 4. 11 船頭平木曾川水路及び西川地先 重点的撤去区域公示

平成24年10月23日 幹事会

H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)
Ver.241023不法係留船対策に係る計画書

平成25年2月22日 **第8回協議会**

H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)
H26～27年度強制的撤去措置(油島地先)
船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31)
変形護岸整理集約(H24～27年度)

平成23年2月25日

第9回協議会

河川法施行令改正(放置艇対策)

H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)

H26～27年度強制的撤去措置(油島地先)

船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31)

変形護岸整理集約(H24～27年度)

【事務所管内】係留船舶等の現状

H23年度調査

係留船舶数 1,275隻 (H18比較▲203)

うち、無許可船舶 548隻 (▲156)
許可船舶 (変形護岸や防災棧橋に係留を認めたもの) 727隻 (▲47)

1,275隻のうち、
漁船等生業船760(▲204) 生業船以外515(+1)

漁船等
生業船
272隻(▲150)
生業船
以外
276隻(▲6)

漁船等
生業船
488隻(▲54)
生業船以外
239隻(+7)

棧橋

国の設置した棧橋(防災棧橋) 6箇所(±0)

不法棧橋 68箇所(▲56)

H21年度 不法係留船舶対策箇所【行政代執行手続き、簡易代執行】

ブースター船



長良川左岸12km付近に係留

【経緯】
長良川河口堰運用開始後の浚渫工事に従事した作業台船。

全長47m、幅約15mで32klのA重油を積載。

老朽化が進み、沈没や燃料油流出のおそれがあった。



ブースター船



自主撤去(解体)

- 21.3月 監督処分 (河川法第75条第1項)
- 21.4月 戒告書交付 (行政代執行法第3条第1項)
- 21.5月 自主撤去開始
- 21.8.10 撤去作業終了

下坂手 変形護岸



長良川左岸9.4km付近下坂手変形護岸

【経緯】
本来の使用者がいなくなったことからH19年度末に占用廃止

撤去指導を継続して実施するが是正されず

H21年には台風18号により船が転覆・沈没



21.9時点 85隻確認

22.3.9~15
簡易代執行実施(32隻、船台1)



撤去作業



長良川

撤去完了後

松之木 変形護岸 (一部)

【経緯】
21.10月の台風18号
で船が沈没、所有者
は是正指示に従わず
放置

22.3月に水質事故発
生(沈没船から油流
出)し、緊急的に河川
管理者が引き上げ

22.4月一部占用廃止
22.9月監督処分・
簡易代執行公告
22.11月戒告書交付
22.12月代執行令書



22.12.7 簡易代執行実施(9隻)
22.12.8 行政代執行実施(7隻)



長良川左岸11.6k附近

西川地区 (ワンド)

【経緯】
当該場所は所有者不
明の不法係留船が、
長年に亘り多数放置
(21.4月時点で40隻)

日常管理ができてい
ない船がほとんどで
あり、油流出による
水質事故や洪水時
に流出するおそれ
があった

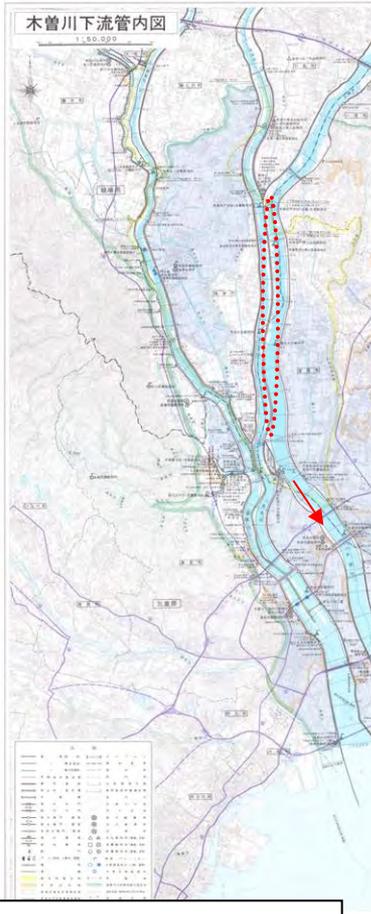
22.11月
簡易代執行公告



木曽川右岸10.6k附近

H23年度 不法係留船対策箇所(簡易代執行【2回】)

ケレップ 水制群



木曽川右岸
16.4～23.8km附近

【経緯】
沈・廃船を含め、管理がなされていない船が多数あり、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、景観の阻害となっていた。

23.2.2～3実態調査で12箇所において不法係留船57隻、不法棧橋2を確認。

【現状】
簡易代執行後、ケレップの一部(23.4付近)については、**内水面漁業の振興等**のため、**新たに水面占用許可がなされている**。

占用場所: 海津市海津町
 占用者: 羽島市
 占用範囲: 水面
 (錨係留のみ)
 * 工作物の設置なし



撤去作業
(陸揚げ)



撤去作業
(運搬)

- 23.12.7 簡易代執行①
3隻撤去
- 24.2.1 簡易代執行②
1隻撤去

【占用許可概要】

占用場所 木曾川 右岸 23.4k+100m (海津市海津町成戸地先)

占用者 羽島市長

占用の態様等 船舶(10隻)の係留(錨係留のみ) 水面占用 410㎡

※木曾川の東海大橋から上流の馬飼頭首工までの区間において、操業を行っている漁業協同組合員の8割が占用場所周辺で操業しており、従前、不用船の放置や棧橋設置等行ってきたが、前年の簡易代執行や撤去指導による自主撤去を実施された。操業者は当該場所に近い羽島市桑原町在住者が多く、羽島市内では係留に適する場所も他に確保できない現状であり、操業実態及び日常の船の管理、出水時における船の移動、内水面漁業の振興等から占用許可申請がなれた。

簡易代執行前(H22.9)



占用許可後の係留状況(H24.8)



放置棧橋の強制撤去を実施しました！

平成26年2月17日(月)揖斐川右岸(桑名市大字上之輪新田地先)に違法設置・放置されていた所有者不明の棧橋(棧橋に付随する係留用杭を含む。)を河川法第75条第3項に基づき、強制撤去しました。



棧橋の撤去作業状況
平成26年2月17日
12時00分解体・撤去完了



撤去棧橋の保管状況
平成26年2月17日
17時00分保管完了



放置棧橋の状況
揖斐川右岸6.6k+160m
(桑名市大字上之輪新田地先)



撤去した棧橋は、愛西市福原新田町地先で保管しています。所有者の方は、木曽川下流河川事務所まで申し出てください。なお、下記において保管棧橋の一覧簿が閲覧できます。

木曽川下流河川事務所 占用調整課 0594-24-5718

H24～25年度 不法係留船対策箇所 (H24.4月に重点的撤去区域公示)

船頭平木曾川水路 及び西川地先

【船頭平閘門】

重要文化財(平成12年)。明治時代の河川工事により木曾川と長良川を往来できるようにした閘門(復門式門扉)明治35年に完成。不法係留船の存する木曾川水路が接続している。

【不法係留の状況】

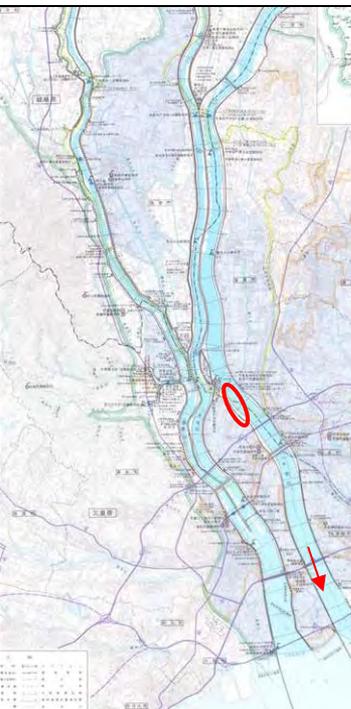
26.1.29の実態調査において、船頭平木曾川水路(42隻・棧橋13)西川地先(11隻・棧橋3基)を確認した。

【河川管理上の支障】

船頭平木曾川水路の12.6km附近は沈・廃船を含め管理がされていない船が放置されている。同水路12.4km附近及び西川地先は漁船が多数を占め、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、12.4km附近は不法係留により水路幅が狭くなっており船頭平閘門を通航する船舶の通航の阻害となっている。



河川法に基づく是正指示及び命令によっても撤去がされない場合、平成26年度に強制的撤去措置(簡易及び行政代執行)を行う。



木曾川右岸
10.8～11.2km
12.4～12.6km附近

Ver.260225 H24～25年度 不法係留船舶対策スケジュール

木曾川下流河川事務所

平成24年度

平成25年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

幹事会及び協議会内容

- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約

24.10月
幹事会

25.2月
第8回
協議会

協議会内容

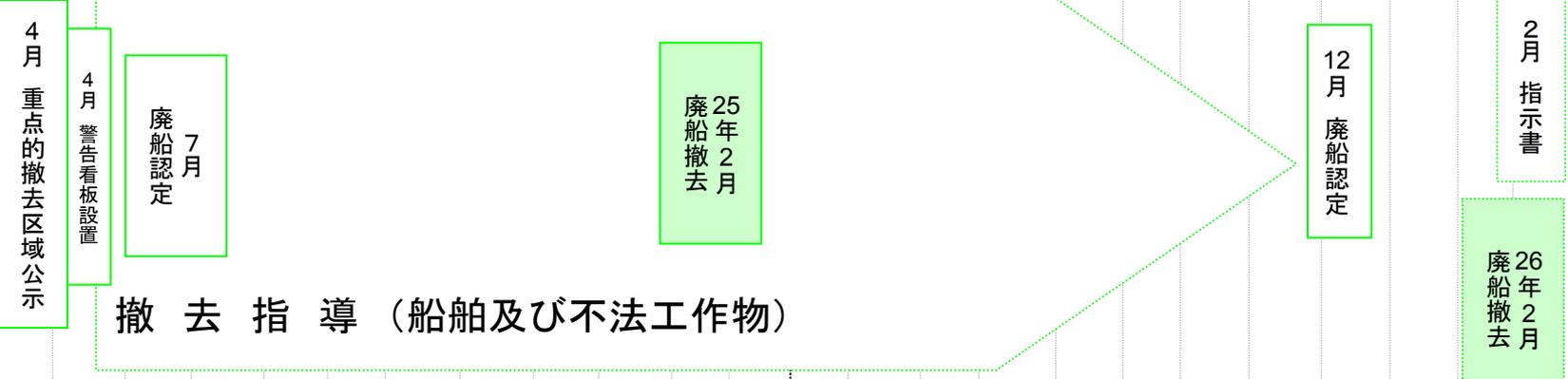
- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
- ・油島地先撤去対策
- ・船頭平暫定係留施設占用廃止
- ・変形護岸整理集約

26.2月
第9回
協議会

船頭平木曾川水路 + 西川地先

撤去対策等

生業船(漁船)



撤去指導 (船舶及び不法工作物)

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

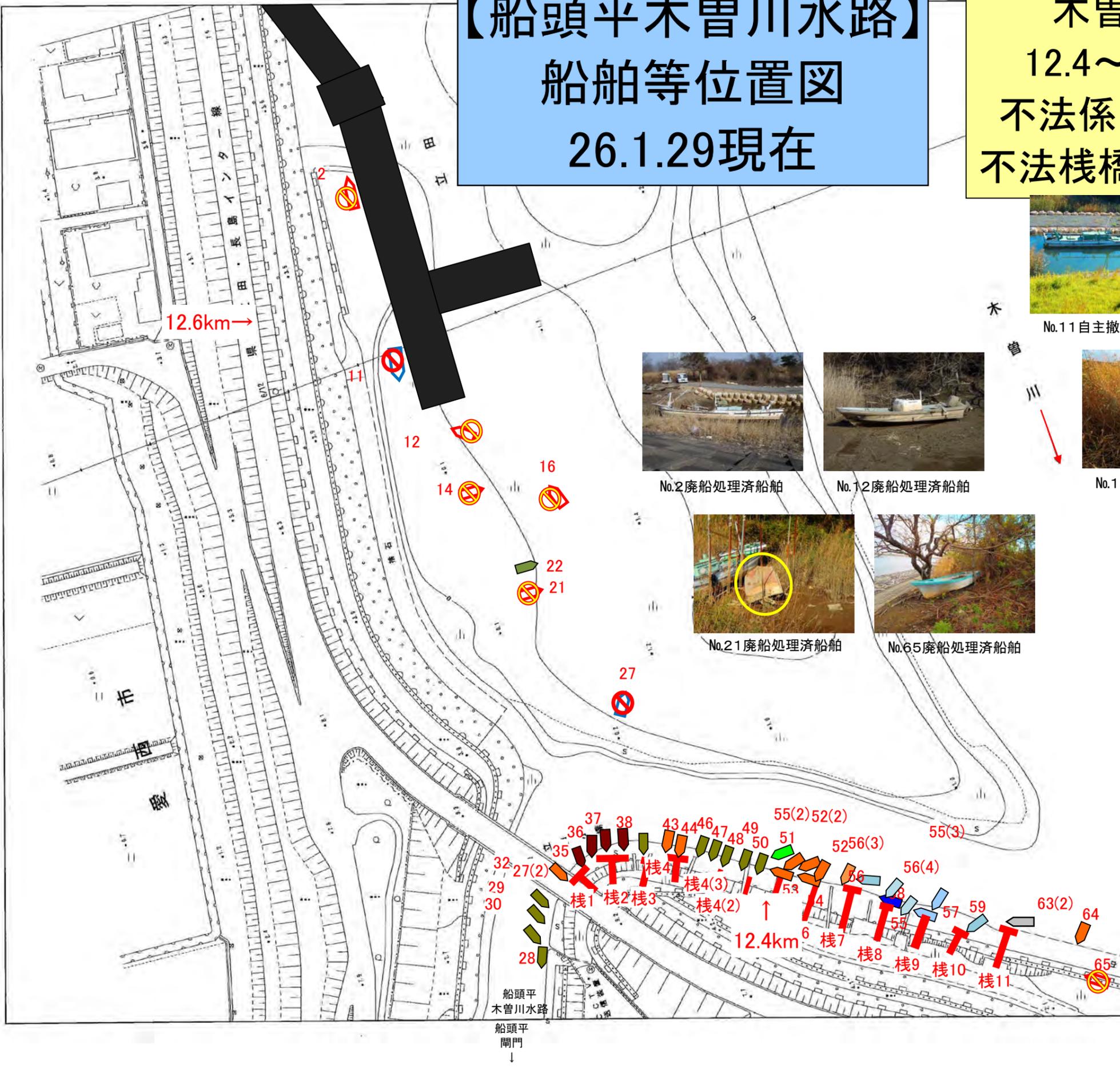
凡例

実線 実施済み

破線 予定

【船頭平木曾川水路】
船舶等位置図
26.1.29現在

木曾川右岸
12.4~6km附近
不法係留船 42隻
不法棧橋 13基



No.11 自主撤去済船舶



No.27 自主撤去済船舶



No.2 廃船処理済船舶



No.12 廃船処理済船舶



No.14 廃船処理済船舶



No.16 廃船処理済船舶



No.21 廃船処理済船舶



No.65 廃船処理済船舶

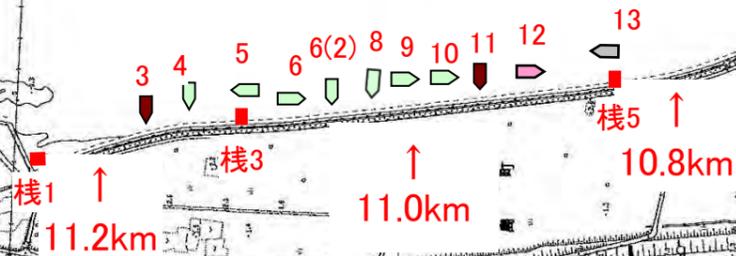
所属別隻数(除<棧橋)

	A(三重)	1
	C(三重)	6
	D(三重)	1
	E(愛知)	4
	F(愛知)	11
	所属不明(個人所有)	10
	所属不明(老朽廃損傷)	1
	自主撤去済船舶	2
	廃船処理済船舶	6

【西川地先】
船舶等位置図
26.1.29現在

木曾川右岸
10.8~11.2km附近
不法係留船 11隻
不法棧橋 3基

木曾川



所属別隻数(除く棧橋)

	C(三重)	7
	G(三重)	1
	E(愛知)	2
	所属不明	1

木曾川

現在の船頭平木曾川水路(入り江) 【平成26年1月29日】

平成23年2月の状況



木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書 (H23.6.22策定)

【概要】「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」 I の3. (1)(ア)(イ)

変形護岸許可係留対象船舶の扱い

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記(ア)(イ)に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。

(ア) 漁船

漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録済みのもの。小型船舶登録に該当する船は登録済みのもの。漁船及び小型船舶登録や船舶検査に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの。

(イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。



変形護岸許可係留対象船舶は(ア)(イ)に合致し、
「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」

(ア) 漁船

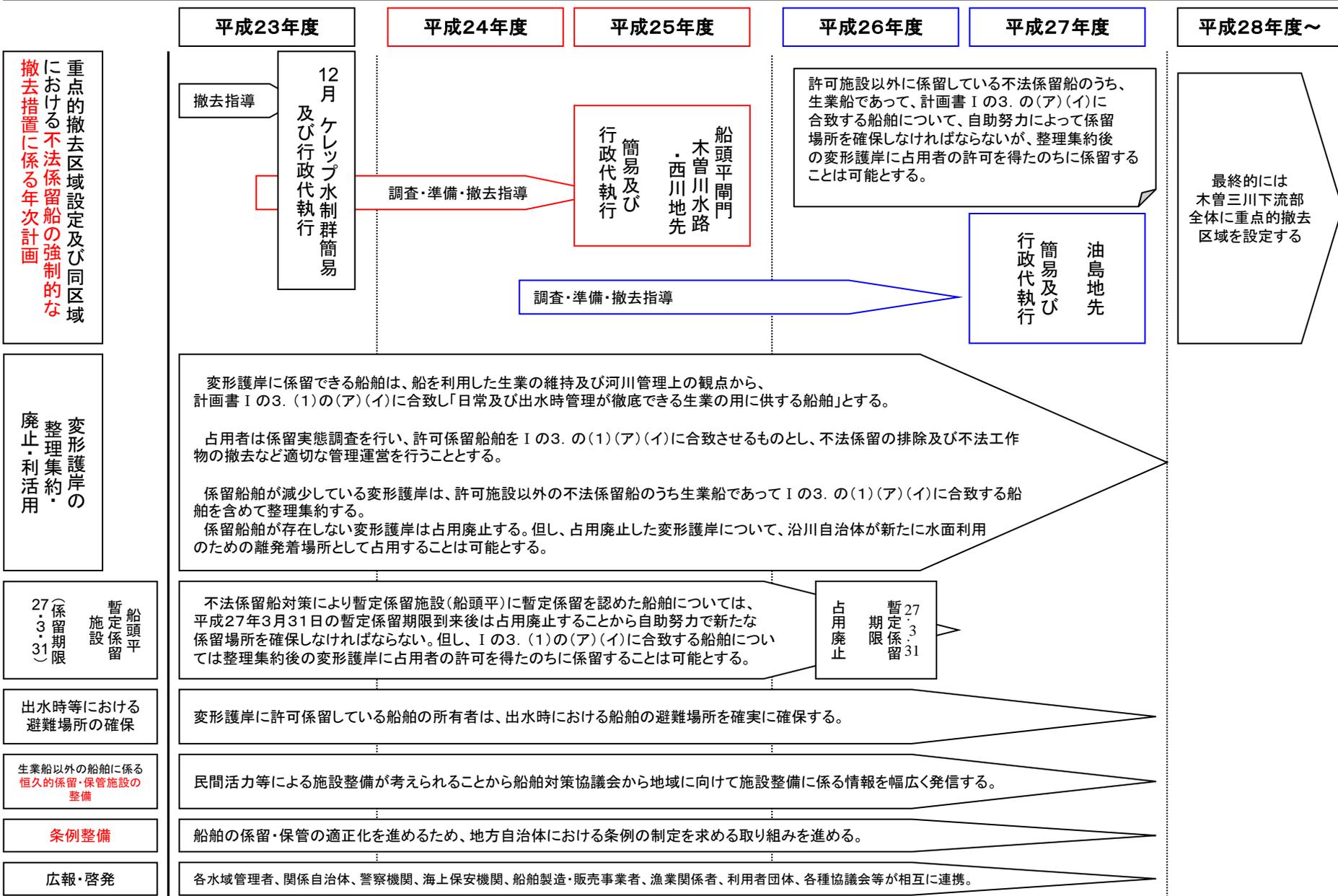
漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有する船舶

(イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船

木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書 (H23.6.22策定)

計画書 フローチャート



H26～27年度 不法係留船対策箇所 (H26.4月に重点的撤去区域公示)

油島地先 (海津市)



揖斐川左岸
13.6km(治水神社)～
14.6km(大江樋門)附近

【不法係留実態】
不法係留船の数が多く、所有者不明の割合が高い。

H18年調査
不法係留船76隻(所有者不明40、判明36)不法棧橋7

【河川管理上の支障】
中州が前面にあるが、H14年及びH16年洪水では中州が長時間に亘り水没しており、船や棧橋が流出した場合は橋梁に引っかかり流下阻害を引き起こしたり、河川管理施設にぶつかり損傷を与える恐れがある。

治水神社等の歴史建造物、国の史跡である千本松原、木曾三川公園の近隣であり景観上の阻害となっている。

【治水神社】
宝暦治水工事(1755年)の責任者、薩摩藩家老平田鞠負(ひらたゆきえ)を祭神とする神社。

【千本松原】
薩摩義士が治水工事の完成直後に千本の日向松の苗を揖斐川長良川分流堤に植えたものと伝えられている。国の史跡。



揖斐川左岸
13.6～14.0km
附近



揖斐川左岸
14.0～14.6km
附近

河川法に基づく是正指示及び命令によっても撤去がされない場合、H27.12月に強制的撤去措置(簡易及び行政代執行)を行う。

Ver.260225 H26～27年度 不法係留船舶対策スケジュール

木曾川下流河川事務所

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

油島地先

撤去対策等

生業船(漁船)

平成26年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

26.10月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約
 - ・H28年度以降の撤去対策

27.2月
第10回
協議会

平成27年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

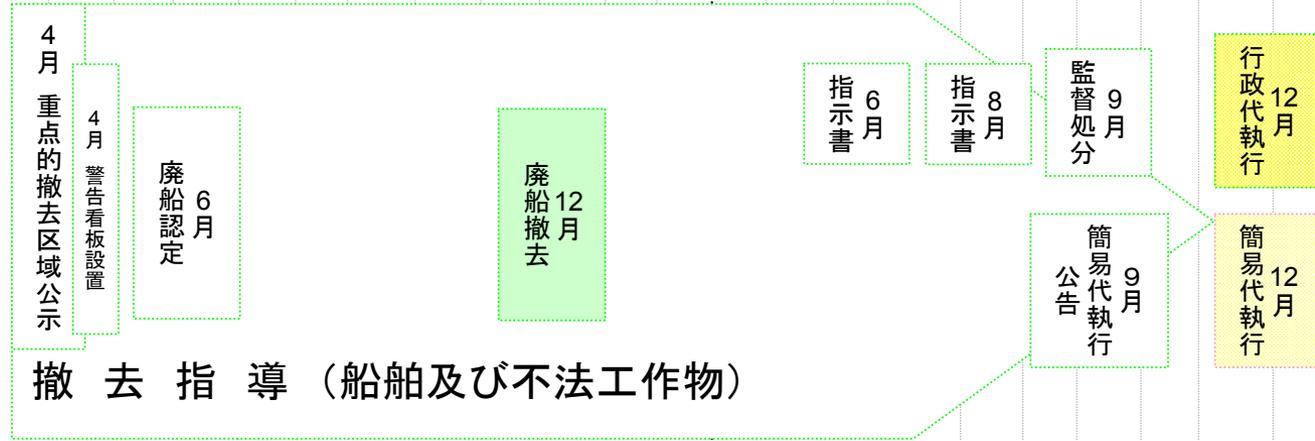
27.10月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約
 - ・H28年度以降の撤去対策

28.2月
第11回
協議会

平成25年度

係留実態及び所有者調査



- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例: 係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

凡例

実線 実施済み

破線 予定

船頭平暫定係留施設占用廃止について（占用許可期限 H27.3.31）

船頭平 暫定 係留施設

【船頭平長良川水路係留対策協議会】
H15.7設置、4回開催

- ①不法占用工作物を撤去したのちに防災用船着き場（緊急時の避難ルート及び輸ルートの確保）を設置。
- ②防災用船着き場は平常時、暫定係留施設として利用。
- ③暫定係留施設に係留できる船は、河川管理者の調査により船頭平長良川水路内への不法係留が確認されている船に限定。
- ④暫定係留施設は地元自治体2団体で協議会（船頭平地区環境整備協議会）を設立し、占用許可を受けて管理。
- ⑤係留料金は有料。※漁船は除く。

【防災対策工事】

H16.7～H17.3 暫定係留施設と効用を兼ねた防災船着き場を設置（A～D棧橋）

【管理に係る経緯】

- ①防災棧橋
河川管理者直轄管理（H17.4～管理委託）
- ②暫定係留施設
H17.7船頭平地区環境整備協議会がA～C棧橋の係留に係る水面占用許可を受ける。（占用期限H27.3.31）
使用許可係留者は使用規則を厳守。

【木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書】

- ・H27.3.31をもって暫定係留施設を占用廃止する。
 - ・占用廃止により、暫定係留船舶は速やかに自主退去し、自ら係留保管先を確保するものとする。
- 生業船（漁船等）については既設変形護岸占有者の許可を得たのち変形護岸に係留することは可能。生業船以外は民間マリナー等に自ら係留保管場所を確保する。



占用許可期限
平成27年3月31日
※占用許可は10年間

長良川左岸
11.8km附近
(船頭平開門長良川水路)

【不法占用及び 撤去指導経緯】

S55年頃から台船6隻を利用した浮き棧橋を不法に設置し、約90隻を係留させ料金を徴収し収益を上げていた者がいた。

H13～14 指示書、弁明通知、監督処分(1回目)

H16 監督処分(2回目)、所有権放棄書提出。



棧橋数101
使用許可係留船舶数69
※平成25年10月1日現在

Ver.260225 船頭平暫定係留施設占用廃止スケジュール

木曾川下流河川事務所

平成24年度

平成25年度

平成26年度

木曾三川下流部
船舶対策協議会
幹事会
協議会

24.10月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約

25.2月
第8回
協議会

河川管理者及び船頭平
地区環境整備協議会

24.4月
事務
監査

24.5月
幹事
事務局
会議

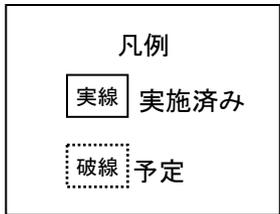
24.6月
事務局
防災訓練

10月
幹事
会議

25.2月
協議会
(幹事会)

24.6月防災訓練時に
「占用廃止後の自主撤去指導」

「生業船以外」
プレジャーボート等
「生業船」
漁船等
占用廃止スケジュール等



25.4月
事務
監査

25.5月
幹事
事務局
会議

25.6月
事務局
防災訓練

10月
幹事
事務局
会議

26.2月
第9回
協議会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約

26.3月
協議会
(幹事会)

(1年間のみ)
使用許可
更新
3月

26年1月「使用許可係留者宛て文書発送」
(占用廃止スケジュール等)

【生業船以外】

- ・27.3.31に占用廃止となるため、最後の使用許可期間は1年間のみ。(26.4.1～27.3.31)
- ・占用廃止後、速やかに船舶の自主退去を行う。占用廃止前の自主退去は可能。
- ・自主退去しない場合は強制的撤去措置を実施。
- ・民間マリーナや自宅等係留先確保は自ら行う。(但し、変形護岸へは一切係留できない。)

【生業船】

- ・27.3.31に占用廃止となるため、最後の使用許可期間は1年間のみ。(26.4.1～27.3.31)
- ・占用廃止後、速やかに船舶の自主退去を行う。占用廃止前の自主退去は可能。
- ・自主退去しない場合は強制的撤去措置を実施。
- ・既設変形護岸へ係留可能とするが、係留先確保は自ら行う。

26.4月
事務
監査

26.5月
幹事
事務局
会議

7月
幹事
事務局
会議

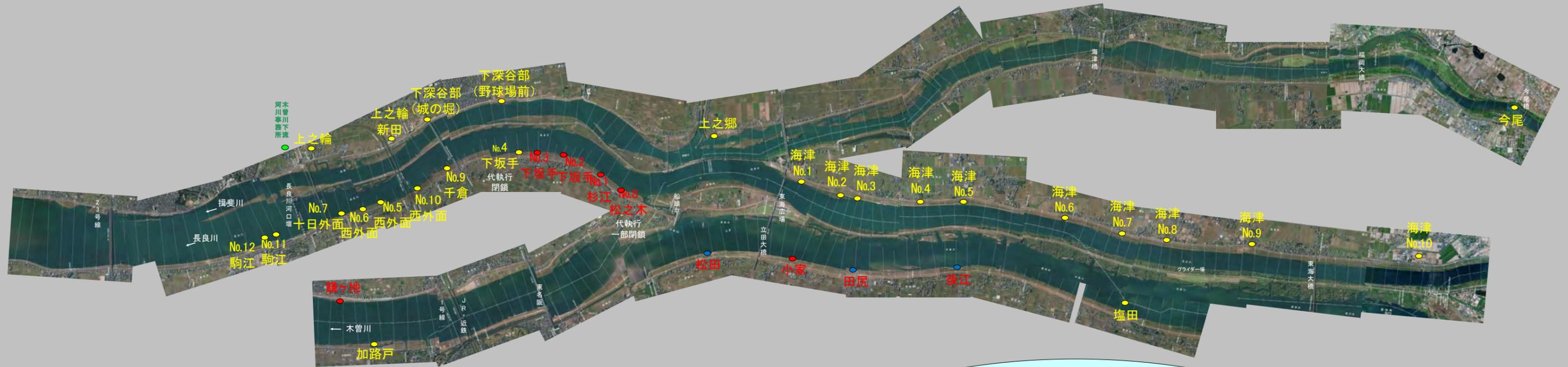
10月
協議会
(幹事会)

26.10月
幹事会

27.2月
第10回
協議会

27・3・31 占用廃止 (速やかに自主退去)

木曾三川下流部 変形護岸整理集約(H24~27年度実施)について



【変形護岸】

河川改修時等において生業船等の係留場所として35箇所を設置。
 占用主体は市町、管理は漁協等が行っている。
 現在、許可係留船舶の不存在、無許可使用の増加、不法工作物の設置や油流出等の水質事故等が課題となっている。
 35箇所のうち2箇所について不法係留船対策として簡易及び行政代執行を実施し、再係留防止策を講じた。
 H23.6月に「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」を策定し、年次計画(H23~27年度)において変形護岸の実態調査、整理集約を実施し、適正管理を行うこととしている。

木曾三川下流部における不法係留船舶対策に係る計画書において
 変形護岸に使用許可を得て係留できる船舶を定義

↓
 「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」

(ア) 漁船

(イ) 漁船以外の生業船

Ver.260225 H24～27年度 変形護岸整理集約スケジュール

木曾川下流河川事務所

平成24年度

24.10月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約

25.2月
第8回
協議会

平成25年度

- 協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川撤去対策
 - ・油島地先撤去対策
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約

26.2月
第9回
協議会

平成26年度

26.10月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・油島地先撤去対策
 - ・H28年度以降撤去区域設定
 - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
 - ・変形護岸整理集約

27.2月
第10回
協議会

平成27年度

27.10月
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・油島地先撤去対策
 - ・H28年度以降撤去区域設定
 - ・変形護岸整理集約

28.2月
第11回
協議会

木曾三川下流部
船舶対策協議会

幹事会

協議会

平成23年度

変形護岸整理集約スケジュール

変形護岸等の占用許可施設に係る係留等実態調査結果とりまとめ

24.5～10月 占用者は整理集約実施計画(案)を作成

24.10～25.3月 占用者から管理者(漁協・地元等)へ事前説明を実施

24.10～26.3月にかけて整理集約を実施
木曾川左岸(愛西市) 松田、小家、田尻、後江

24.10～26.6月にかけて整理集約を実施
木曾川右岸(桑名市) 鎌ヶ地

24.10～27.3月にかけて整理集約を実施
長良川左岸(桑名市) №8松之木、№1杉江、№2下坂手、№3下坂手

26.3月までに
占用者から管理者へ事前説明
集約実施計画を作成

26.1～3月 占用者から管理者(漁協・地元等)へ事前説明を実施
25.11～12月 占用者は整理集約実施計画を作成

←H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)に係る生業船の係留先自主確保の動きと連動させる。

凡例

実線 実施済み

破線 予定

26.4～28.3月にかけて整理集約を実施
木曾川左岸(愛西市) 塩田

26.4～28.3月にかけて整理集約を実施
長良川左岸(桑名市) №9千倉、№10西外面、№5西外面、№6西外面、№7十日外面、№11駒江、№12駒江

26.4～28.3月にかけて整理集約を実施
揖斐川右岸(桑名市) 上之輪、上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷

26.4～27.9月にかけて整理集約を実施
揖斐川左岸(海津市) 今尾

26.4～27.9月にかけて整理集約を実施
長良川右岸(海津市) 海津№1～№10

26.4～28.3月にかけて整理集約を実施
木曾川左岸(木曾岬町) 加路戸

整理集約イメージ 1

現況

係留施設(名称: × ×)

係留可能隻数: ○○隻(実係留数: ○隻)

- 判例
- **漁協
 - プレジャーボート等
 - 未許可又は不明船

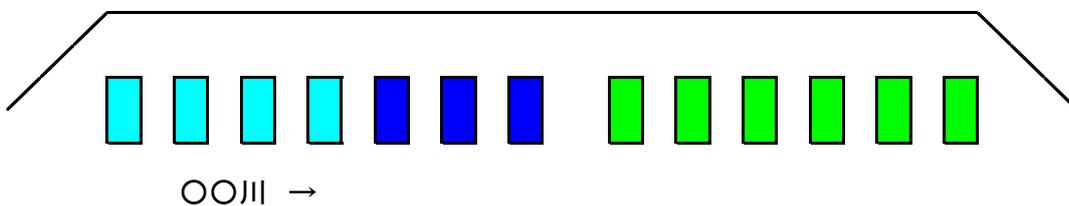


1. 使用(利用)規約の作成。
2. プレジャーボート等及び未許可船(不明船)については、平成25年3月末までに移動・撤去の予定。
3. **漁協については、不使用船の整理をし上流側への集約を促す。また、○○施設から本施設への移動希望者(1隻)について受け入れ。
4. **漁協の整理・集約後、空きスペースに△△漁協・□□漁協の不法係留船を受け入れ。

実施計画後

係留施設(名称: × ×)

- 判例
- **漁協
 - △△漁協
 - 漁協



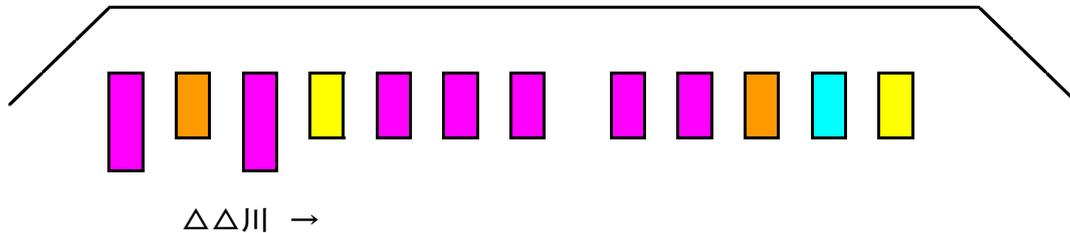
整理集約イメージ 2

現況

係留施設(名称:〇〇)

係留可能隻数:〇〇隻(実係留数:〇隻)

判例		**漁協
		☆☆漁協
		プレジャーボート等
		未許可又は不明船

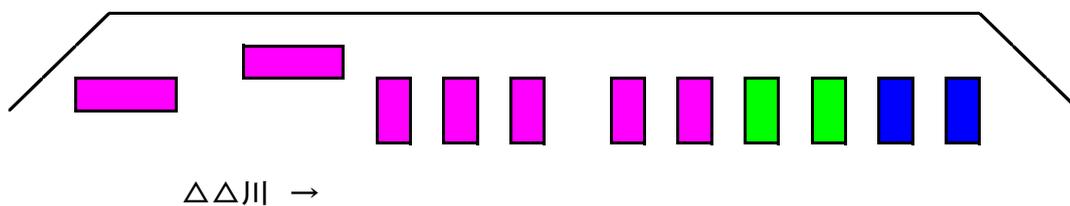


1. 使用(利用)規約の作成。
2. プレジャーボート等及び未許可船(不明船)については、平成25年3月末までに移動・撤去の予定。
3. **漁協については、移動希望があるため××施設へ移動。
4. ☆☆漁協の係留者(上流部)からの要望(浚渫・長尺船の係留)を受け、許可を受けた後部分的に浚渫を実施した後、係留方法の一部変更を行う。
5. 空きスペースに△△漁協・□□漁協の不法係留船を受け入れ。

実施計画後

係留施設(名称:〇〇)

判例		☆☆漁協
		△△漁協
		□□漁協



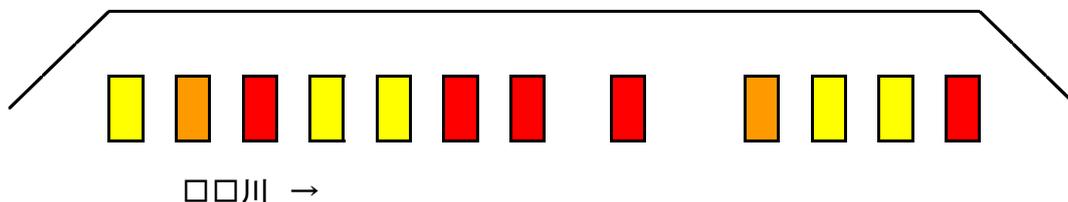
整理集約イメージ 3

判例		▽▽自治会
		プレジャーボート等
		未許可又は不明船

現況

係留施設(名称:◇◇)

係留可能隻数:〇〇隻(実係留数:〇隻)

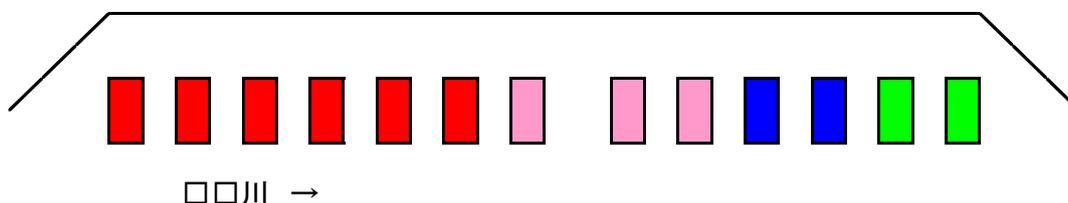


1. 使用(利用)規約の作成。
2. プレジャーボート等及び未許可船(不明船)については、平成25年3月末までに移動・撤去の予定。
3. ▽▽自治会については、不使用船の整理及び使用許可名義のみで未使用のスペース等を整理し上流側への集約を促す。
また、近隣の◆◆施設の▽▽自治会(4隻)については、係留実績を勘案し本施設への集約を促す。
4. ◆◆施設については、◇◇施設への集約後占用廃止とする。
又は、◆◆施設については、◇◇施設への集約後***の必要から新規占用する。
5. 空きスペースに△△漁協・□□漁協の不法係留船を受け入れ。

実施計画後

係留施設(名称:◇◇)

判例		▽▽自治会
		▼▼自治会
		△△漁協
		□□漁協



係留施設(名称:◆◆) **占用廃止又は新たな必要により再占用**

